

[報告] 『伏見酒造組合資料』にみえる明治期の地震

京都大学防災研究所 附属地震予知研究センター* 加納 靖之

京都大学大学院経済学研究科・経済学部 経済資料センター† 水島 和哉

Earthquakes during the Meiji period appeared in Documents of Fushimi Sake Brewers Association

Yasuyuki KANO

Research Center for Earthquake Prediction, Disaster Prevention Research Institute,
Kyoto University, Gokasho, Uji, Kyoto, 611-0011 Japan

Kazuya MIZUSHIMA

Economic Research Office, Graduate School of Economics and Faculty of Economics,
Kyoto University, Yoshida-Honmachi, Sakyo-ku, Kyoto, 606-8501 Japan

Fushimi Sake Brewers Association has kept historical documents since premodern and modern periods. The documents consist of over 300 files, which is now deposited with Economic Research Office, Graduate School of Economics and Faculty of Economics, Kyoto University. Several documents related to earthquakes are found. At the time of the 1891 Noubi earthquake, members of the association made donations to Gifu, Aichi, and Fukui prefecture. Some of products were damaged by the 1894 Tokyo earthquake, which seemed to press discussion on compensation for a loss caused by disaster. The 1909 Anegawa earthquakes caused small damage to Sake barrels in Fushimi.

Keywords: 1891 Noubi earthquake, 1894 Tokyo earthquake, 1909 Anegawa earthquake, Fushimi Sake Brewers Association.

§ 1. はじめに

『伏見酒造組合資料』は近世文書 320 点あまりをふくみ、他に、近代文書を合わせると 300 簿冊にもなる膨大な資料群である。大部分の資料が簿冊として綴じられている。伏見酒造組合が所蔵し、2013 年 7 月から、京都大学経済学部経済資料センターに寄託されている。整理が続けられており、2015 年 7 月には、近代文書 150 冊、5500 点あまりについて件名目録が公開され、資料も閲覧に供されている [水島(2015)]。

同資料の件名目録を確認したところ、3 つの地震—1891 年濃尾地震、1894 年東京地震、1909 年姉川地震—に関係する資料が含まれていた。1892 年の震災予防調査会の設置以降、被害をともなう地震については、震災予防調査会によって調査、報告がなされており、これらの 3 つの地震についても多くの報告がある。しかしながら、基本的には現地踏査による調査に基づくものであり、現在のように高密度なデータがあるわけではない。各地の記録の発掘と分析によ

って、それぞれの地震のよりよい理解につながる可能性もある。松浦(2016)による震源(位置や規模)の再検討などがその例として挙げられる。

『伏見酒造組合資料』は『伏見酒造組合誌』(1955)の編纂などに用いられているが、大部分は未公開である [水島(2015)]。組合史等でも、軽微な被害や遠方の地震などについては語られず、これまで注目されていない。

組合資料には、自然科学としての地震学で用いられるような被害分布が判明する資料のほか、地震の被害に対して、企業(組合)がどのように対応したか、など、地震が社会に与えた影響がわかるような資料も含まれる。地震被害の産業への影響については、たとえば、濃尾地震の際の瀬戸焼業者についての研究がある [木股(2017)]。

本稿では、同資料の件名目録から地震との関係が明らかな資料を抽出し、これらに地震がどのように記録されているかを分析した。一部の資料については、

* 〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄

電子メール: kano.yasuyuki.4w@kyoto-u.jp

† 〒606-8501 京都府京都市左京区吉田本町

電子メール: k.mizushima@econ.kyoto-u.ac.jp

翻刻を付した。具体的には、(1) 1891 年濃尾地震の際の福井県の酒造業者の状況や伏見酒造組合からの義援金送付、(2) 1894 年東京地震の際の被害状況と災害予備金制度、(3) 1909 年姉川地震の際の伏見での被害、のそれぞれについて述べる。公開されている資料全点の内容を網羅的に確認したわけではなく、今後の分析により、本稿で取りあげるもの他に地震に関連する資料が発見される可能性もある。

§ 2. 地震に関連する資料の概要

『伏見酒造組合資料』は現在約 150 冊が公開されている。そのうち件名目録から地震との関連が明らかかなものは 4 冊であった。この 4 冊は、年度別、主題別に綴られた簿冊である。1891 年濃尾地震については簿冊 077 と 089、1894 年東京地震については簿冊 082、1909 年姉川地震については簿冊 106 である。これらの簿冊には、多様な文書が綴られており、それぞれの文書の形態も様々である。筆やペンで書かれたものも印刷されたものも含まれる。また書状や葉書も含まれる。組合事務所が受領した書類と他所に送信したものの写しや案文も含まれている。これら多様な文書のなかに、地震に関連する文書が綴じこまれている。

2.1 1891 年濃尾地震に関するもの

1891 年濃尾地震は 1891 年(明治 24 年)10 月 28 日に発生した。愛知県、岐阜県、福井県を中心として各地で大きな被害が発生した。簿冊 077 は「廿四年度組合ニ関スル書類綴」、簿冊 089 は「廿四年度組合経費ニ関スル書類綴」と題されている。同じ年度の書類のうち、経理に関するものとそれ以外の雑多な書類とが別の簿冊に綴じられている。簿冊 077 は全 91 点のうち 6 点、簿冊 089 は全 59 点のうち 3 点が地震に関連する資料であった。

資料 077-029「酒類造石税上納延期願」は、濃尾地震の被害を受けた福井の酒造業者から福井県知事への要望書である。この文書が伏見酒造組合文書に入ったかの経緯は明らかではない。用紙は他の資料でも使われている罫紙であり、何らかの理由で、原本から写し取られたものと考えられる。

伏見酒造組合の有志から、被災地へ義援金が送られたことがわかる資料がある。岐阜県、愛知県、福井県にそれぞれ 100 円、50 円、23 円を送ったようである。各県からの感謝状や配分報告書に関する文書が簿冊 077 に、経理書類にあたる領収書が簿冊 089 に綴じられている。資料 077-031 と 089-021 が岐阜

県、077-036 と 089-022 が愛知県、077-034、077-039、089-023 が福井県に関わるものである。文書 077-059 からは、この義援金の支出に関して、組合で相談したことがわかる。

2.2 1894 年東京地震に関するもの

1894 年(明治 27 年)6 月 20 日に発生した東京地震では、東京湾岸を中心に大きな被害が生じた。石辺ほか(2009)に当時の各種の報告書がまとめられている。

当時、伏見の酒は東京清酒問屋組合(東京酒問屋組合)を通じて東京の市場に出ていた。東京酒問屋組合は新川(現在の東京都中央区新川)に酒荷を集積していた[二宮(2016)]。「伏見所蔵組合資料」の簿冊 082 に綴じられた複数の資料から、東京地震で、集積されていた酒類に被害が出たことがわかる。また、その被害をどのような形で保証しようとしたかがわかる。

『伏見酒造組合資料』では、簿冊 082「廿六年度廿七年度雑書」に関連する資料がある。資料 082-112 では、6 月 25 日付で、酒類「合計三百八拾二樽破損」したことが報告されている。また、東京酒問屋組合において被害の救済方法が協議中であることも書かれている。その後 7 月 7 日付(資料 082-126)で損害金額を加えた詳細な報告が出されている。082-112 に書かれた 382 樽と 082-126 に書かれた 191 駄は同数である。ここで、駄(太)は清酒の取引の単位で、1 駄は 2 樽に相当する。これらの樽が被災したことによる被害額が 1962 円 49 銭 7 厘であったことがわかる。

被害の報告と並行して、天災損害予備金(酒類災害救済予備金)の賦課についての協議が進行する。資料 082-114 では、天災損害予備金について、東京酒問屋組合から具体的な提案がなされている。資料 082-113 によって、082-114 が伏見酒造組合内で回覧され、協議されたことがわかる。082-117 と 082-127 では、伏見酒造組合からの制度の適用範囲に関する質問に、東京酒問屋組合が答えている。082-128 で伏見酒造組合が承諾したことを伝えている。082-178 と 082-179 では、灘五郷の反対により、この制度が取消になったことがわかる。東京酒問屋組合からの提案では、天災損害予備金は、天災による損害に備えて、荷主(生産者)が負担するもので、ここでの協議では 10 駄あたり 3 銭とする案になっている。

生産者は、もともと蔵敷金(保管料)を負担していた[二宮(2016)]。しかし、東京地震での被害によって、追加の保障が必要になり、天災損害予備金のような新たな仕組みの必要性が高まったと考えることができる。このときの提案は、結局灘五郷の反対により実現

しなかったが、これらは、地震が酒類の流通という社会の仕組みのあり方に影響を与えた例といえる。この地震以前のほかの災害がこのような仕組みの契機となった可能性もある。

2.3 1909年姉川地震に関するもの

簿冊 106 は「明治四十一年起 雑書綴」で明治 42 年の書類も綴じられている。資料 106-079「伏第四四九一号(地震による清酒への影響に関し)」は明治 42 年 8 月 18 日付であり、「今回地震」について、伏見酒造組合からの報告に対する伏見税務署長からの返答である。日付から 1909 年(明治 42 年)8 月 14 日に発生した姉川地震に関連する文書と考えてよいだろう。この地震では、滋賀県の東部から岐阜県西部にかけて被害が発生した。この資料の記述からは、地震動により酒樽の化粧張りに清酒が浸み出したことがうかがえる。樽の密閉状態が酒の品質に関わることから、以後の保管体制に注意することとしている。

酒樽の密閉が失われ、また酒が容器に染み出すような状況は、樽がある程度振動にさらされたということであろう。あるいは、内容物の清酒が振動を受けた影響も考える必要があるかもしれない。当時は現在ほど厳密に密閉ができなかったと思われる。震災予防調査会報告では、京都では煙突の被害があったことが報告されているのみで、その他には京都府での(軽微な)被害についてはあまり知られていない。1899 年には酒税が国税の首位になっており [大蔵省百年史編集室(1969), 二宮(2016)], 酒税の税収に関わる酒の品質管理に、税務署も大きな関心を払っていたということがわかる。

§3. おわりに

伏見酒造組合においても、明治期の 3 つの地震の発生にともなって、文書が作成あるいは収集されたことが明らかになった。離れた場所での大地震(1891 年濃尾地震, 1894 年東京地震)と伏見で揺れを感じた地震(1909 年姉川地震)との場合があった。前者については、被害状況を把握し、義援金などを送っていたことがわかった。また、被災による税金の減免や予備金について、これらを実現するための全国的な運動に関わっているようすがうかがえる。後者については、地震動による被害とその後の品質管理についての対応の一端が明らかになった。

多くの企業や組合において、それぞれの歴史(社史や組合史)が編纂され、その際に多数の史資料が収集されている。地震などの自然災害については、直接被害を受けるなどの影響の多い場合には社史や組合史に記述される。しかしながら、本稿で見たよ

うに、社史や組合史に取り上げられないまま埋もれている事実も多数存在するだろう。今後、社史や組合史の編纂資料から、これまで知られていなかった被害の様相や社会への影響が発見される可能性もある。

今回は、地震がどのように記録されたかに焦点をおいた。いっぽうで、酒造組合の歴史のなかでどのように位置づけることができるのか、という視点での研究も必要である。これについては今後さらに調査、検討をすすめたい。

謝辞

伏見酒造組合には、資料の閲覧・翻刻についてご許可をいただきました。京都大学経済学部経済資料センターには資料の閲覧にあたってたいへんお世話になりました。本稿をまとめるにあたって、「伏見酒造組合資料を読む会」での資料解説および議論の多くを参考にしました。査読していただいた匿名の査読者と中村亮一氏、および編集担当の西山昭仁氏の意見により本稿は大きく改善されました。なお、本稿は、当初「資料」として投稿したが、査読意見を踏まえ種別を「報告」に変更した。今後、今回の査読意見も踏まえて、さらなる資料の分析を行いたい。

対象地震: 1891 年濃尾地震, 1894 年東京地震, 1909 年姉川地震

文献

- 伏見酒造組合, 1955, 伏見酒造組合誌, 398 pp.
- 石辺岳男・西山昭仁・佐竹健治・島崎邦彦, 2009, 南関東で発生した M7 級地震に対する既往研究とデータの収集—1894 年明治東京地震と 1895 年茨城県南部の地震—, 地震研究所彙報, 84, 149–182.
- 木股文昭, 2017, 1891 年濃尾地震災害の再検討(2) 東濃地方陶器産業の迅速な復旧と復興, 日本地震学会 2017 年秋季大会, S10-03.
- 京都大学経済学部経済資料センター, 2015, 伏見酒造組合資料(第 1 次分)件名目録, <http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/~chousa/fushimishuzokumiai.html>.
- 松浦律子, 2016, 1894 年明治東京地震, 1895 年霞ヶ浦の地震など, いくつかの明治・大正の地震の再検討(その 3), 歴史地震, 31, 192.

水島和哉, 2015, 伏見酒造組合資料(第1次分)について, 京都大学経済資料センターニューズレター, No.1,6-7, <http://hdl.handle.net/2433/215089>.

二宮麻里, 2016, 酒類流通システムのダイナミズム, 有斐閣, 241 pp.

大蔵省百年史編集室, 1969, 大蔵省百年史, 大蔵財務協会, 大蔵省百年史.

付録

以下に資料ごとに, 目録から資料ごとの情報を抜粋し, 主なものについては翻刻を付す. 適宜読点を付した.

簿冊 077「廿四年度組合ニ関スル書類綴」

番号: 077-000

書名/誌名/表題: 廿四年度組合ニ関スル書類綴 紀伊郡酒[]

077-029「酒類造石税上納延期願(大地震につき)」

番号: 077-029

書名/誌名/表題: 酒類造石税上納延期願(大地震につき)

発行者: 福井市酒造営業者廿五名

宛先: 福井県知事牧野伸顕

作成日/発行日: 明治24年11月10日

作成日/発行日: 1891.11.10

頁数/枚数: 2枚

備考: 濃尾地震関連

【翻刻】

(表題) 酒類造石税上納延期願

今回ノ大地震ハ古来未曾有ノ大變災ニシテ、私シ共同業者家宅倉庫ノ傾倒、酒桶ノ顛覆、酒類ノ流失、器械ノ破壊等其損害ニ容易ナラズ、時恰モ醸造季前ニ近キ平年ニ増シ數年以來損失ノ萬分ノ一ヲ回復セントセシ事モ亦全ク徒思ニ帰シ候而已ナラズ、右損害ノ為メ祖先以來ノ財産惜シウモウシ前途如何シテ營業可致乎ト一同憂慮悲嘆罷在候、損害実情等ハ夙トニ親シク隣察被成下候乎ト存候得共、震災ノ為メ酒類ノ流出夥敷、僅カニ税金ノ免除ヲ得候共、其營業上ノ損害甚シキ而已ナラス同業者ノ内其家屋倉庫ノ倒壊、器械ノ破損等特ニ夥シク僅カニ形体ヲ保ツカ如キ外観アルモ大概皆使用ニ不堪、忽チ当期ノ醸造ニ差支ヘ、且ツ年々十月三十一日ヲ期シ酒類ノ売買ニ完結セシメ以テ其売場金ヲ収入ス可キノ處、震災ノ為メ一切始末出来難ク、加之震災前ニ於テ売買ノ引渡済ニ係ル代金未済ノモノ県下各地震災ノ影響ニ依リ其勘定不相立、從フテ損害ニ帰スル外ナキ

分不勘ス、夫レ如斯ク実情等其固(困カ)難筆紙ニ尽シ難ク、殆ント苦慮罷在候處、当第三期、第四期納稅ヲ果スヘキノ義務前ニ迫リ進退誠ニ困迷ニ不堪、例ヘ百万納稅ノ義務ヲ尽サントスルモ、前陳損失ノ為メ全ク其資力ヲ亡シ候而已ナラス、祖先以來ノ業ヲ失フノ苦堺ニ切迫致居候実状若シ強テ納稅ヲ命セラルハ中ハ法命ノ処分ヲ俟ツノ外ナク、将来永久ニ醸造ノ見込ヲ失ヒ可申ト一同日夜悲嘆仕居候處、今日時□百事特例寛典ヲ布カレ候事ト奉仰候得共、其困急ノ餘リ敢テ陳情仕候次第、深ク御洞察ヲ置レ特別ノ御詮議ヲ以テ第三期第四期トモ各滿五ケ年間御延納被成下度、御許容被下候ハ一同恩意ニ感激シ興類ノ策相立ツ可ク相誓候、此段以連署奉請願候也

明治廿四年十一月十日

福井市酒造営業者廿五名連印

福井県知事牧野伸顕殿

077-031「[大地震罹災者救助金 100 円送付につき感謝状]」

番号: 077-031

書名/誌名/表題: [大地震罹災者救助金 100 円送付につき感謝状]

発行者: 小崎岐阜県知事

宛先: 京都府伏見町酒造家有志総代木村清助

作成日/発行日: 明治24年12月4日

作成日/発行日: 1891.12.4

頁数/枚数: 1枚

備考: 濃尾地震関連

077-034「[震災遭難者への義捐金送付につき感謝状]」

番号: 077-034

書名/誌名/表題: [震災遭難者への義捐金送付につき感謝状]

発行者: 福井県知事牧野伸顕

宛先: 築山三郎兵衛

作成日/発行日: 明治24年12月10日

作成日/発行日: 1891.12.10

頁数/枚数: 1枚

備考: 濃尾地震関連

077-036「:[震災被害者へ救恤金 50 円義捐につき感謝状]」

番号: 077-036

書名/誌名/表題: [震災被害者へ救恤金 50 円義捐につき感謝状]

発行者: 愛知県知事岩村高俊

宛先: 木村清助外廿六名

作成日/発行日: 明治24年12月4日

作成日/発行日: 1891.12.4

頁数／枚数:1 枚
備考:濃尾地震関連

作成日／発行日:明治 24 年 12 月 4 日
作成日／発行日:1891.12.4
頁数／枚数:1 枚

077-039「(震災義捐金配当精算につき報告書回送の件)」

番号:0077-039
書名／誌名／表題:(震災義捐金配当精算につき報告書回送の件)
発行者:福井県
宛先:築山三郎兵衛
作成日／発行日:明治 25 年 3 月 31 日
作成日／発行日:1892.3.31
形態・大きさ等:葉書
頁数／枚数:1 枚
備考:濃尾地震関連

089-023「領収証(震災救助義捐金につき)」

番号:089-023
書名／誌名／表題:領収証(震災救助義捐金につき)
発行者:福井県
宛先:築山三郎兵衛
作成日／発行日:明治 24 年 12 月 9 日
作成日／発行日:1891.12.9
頁数／枚数:1 枚

077-059「[醪一件・災害地方義捐金一件・帝国議会に対し某議員より間税法案提出の一件につき相談の件通知]」

番号:077-059
書名／誌名／表題:[醪一件・災害地方義捐金一件・帝国議会に対し某議員より間税法案提出の一件につき相談の件通知]
発行者:酒造組合事務所
宛先:酒造家各位
作成日／発行日:明治 24 年 11 月 18 日
作成日／発行日:189111 月 18
頁数／枚数:1 枚

簿冊 082「廿六年度廿七年度雑書」

番号:082-000
書名／誌名／表題:「廿六年度廿七年度雑書 伏見酒造組合」

082-112「[地震罹災組合取調につき救済方法協議中の件報告]」

番号:082-112
書名／誌名／表題:[地震罹災組合取調につき救済方法協議中の件報告]
発行者:清酒問屋組合事務所
宛先:醸造家
作成日／発行日:6 月 25 日
作成日／発行日:6.25
頁数／枚数:1 枚

簿冊 089「廿四年度組合経費ニ関スル書類綴」

番号:089-000
書名／誌名／表題:「廿四年度組合経費ニ関スル書類綴 紀伊郡酒造家組合」

【翻刻】

拜啓時下各位益御壯健奉賀いたし候、陳者過ル廿日地震罹災組合取調候處、酒美淋ニテ合計三百八拾二樽破損相成、此損害救済方法協議中ニ有之候□決定次第后便御通知可有候間、宜敷御承引置被下候、先者右得御意度如斯ニ御座候也

六月廿五日

清酒問屋組合事務所

醸造家御衆中

089-021「第七五二号(震災救助義捐金受取につき)」

番号:089-021
書名／誌名／表題:第七五二号(震災救助義捐金受取につき)
発行者:出納吏岐阜県属梅田信明
宛先:京都府伏見町酒造家有志総代木村清助
作成日／発行日:明治 24 年 12 月 3 日
作成日／発行日:1891.12.3
頁数／枚数:1 枚

082-113「[東京酒問屋組合事務所より協議中との書面につき回覧]」

番号:082-113
書名／誌名／表題:[東京酒問屋組合事務所より協議中との書面につき回覧]
発行者:木村栄次郎
宛先:東京積各位
作成日／発行日:明治 27 年 7 月 1 日
作成日／発行日:1894.7.1
頁数／枚数:

【翻刻】(木村本店用箋)

別紙之通東京酒問屋組合事務所ヨリ協議致越候間、

089-022「第七五二号(震災救助義捐金受取につき)」

番号:089-022
書名／誌名／表題:受領証(震災救恤金につき)
発行者:愛知県
宛先:木村清助外廿六名

御回状申上候、御異見無之候ハ、各位御認印被成下度、此段得貴意候也

廿七年七月一日 木村栄次郎
東京積各位御中

082-114「[天災損害予備金として貨主の出金確定につき照会]」

番号:082-114

書名/誌名/表題:[天災損害予備金として貨主の出金確定につき照会]

発行者:清酒問屋組合事務所

宛先:醸造家

作成日/発行日:6月29日

作成日/発行日:6.29

頁数/枚数:1枚

【翻刻】〈東京清酒問屋組合の罫紙〉

拝啓時下各位益々御壯健奉賀上候、陳者酒美淋焼酎其他酒類、当組合へ御輸送相成候分ニ限り、横浜品川、東京間ノ沖解ケ及ヒ陸揚ケ蔵詰中、人力ヲ以テ防クヘカラサル天災ニ遭遇シ御荷之ノ御損害ヲ相生シ候際、救済ノ為組合狭義ノ上左ニ

酒美淋焼酎其他酒類拾太ニ付金三錢ノ割ヲ以テ天災損害予備金トシテ貨主ノ出金ヲ乞フ

右之通確定仕候、然レトモ本件ハ当組合取引一般ノ貨主御承諾ニ非ラサレハ挙行難敷事ニ付此如御照会及ヒ候、宜鋪御協議ノ上至急御回答被下候、先者右得御意度如斯ニ御座候也

六月廿九日 清酒問屋組合事務所
醸造家御衆中

082-117「[酒類災害救済予備金での救済方法につき照会]」

番号:082-117

書名/誌名/表題:[酒類災害救済予備金での救済方法につき照会]

発行者:京都府紀伊郡伏見酒造組合事務所

宛先:東京清酒問屋組合事務所

作成日/発行日:明治27年7月5日

作成日/発行日:1894.7.5

頁数/枚数:1枚

備考:案

082-126「第七五二号(震災救助義捐金受取につき)」

番号:082-126

書名/誌名/表題:[震災罹害荷物調査報告及び弁償方法につき]

発行者:清酒問屋組合事務所

宛先:醸造家

作成日/発行日:7月7日

作成日/発行日:7.7

頁数/枚数:2枚

【翻刻】〈東京清酒問屋組合の罫紙〉

拝啓時下益々御壯健奉賀上候、陳者客月廿五日附ヲ以テ御通知及ヒ候震災罹害荷物、其伍調査の處如左

一、酒百八拾七太片たる 破壊

一、御稟三太片たる 同

合百九拾壹太也

此損害金貳千〇四拾六円八拾三錢七厘内

金八拾四円三十四錢 明樽売払代引

引一金千九百六拾貳円四拾九錢七厘 全而損害高

右之通ニ御座候、此弁償方法客月廿九日附ヲ以テ得貴意候、沖解及ヒ陸揚蔵詰中不測天災損害予備金拾太ニ付参錢ヲ以テ漸次償却可仕考案候、然者此間廿九日附相伺候予備金ノ儀御狭義ノ上御報可被成下候、先ハ右得貴意度如斯ニ御座候也

七月七日 清酒問屋組合事務所
醸造家門衆中

082-127「[酒類災害予備金使用方法につき回答]」

番号:082-127

書名/誌名/表題:[酒類災害予備金使用方法につき回答]

発行者:清酒問屋組合事務所

宛先:伏見酒造組合事務所

作成日/発行日:7月10日

作成日/発行日:7.10

頁数/枚数:1枚

082-128「[酒類災害予備金につき組合承諾の件回答]」

番号:082-128

書名/誌名/表題:[酒類災害予備金につき組合承諾の件回答]

発行者:京都府紀伊郡伏見酒造組合事務所

宛先:東京清酒問屋組合事務所

作成日/発行日:明治27年7月13日

作成日/発行日:1894.7.13

頁数/枚数:1枚

【翻刻】〈伏見酒造組合罫紙〉

酒類災害予備金之件ニ付御回答趣了承致シ候、然而者客月廿九日付ヲ以テ御照会相来リ之予備金トシテ拾駄ニ付金三錢ツ、出金之義、当組合ニ於テ夫々協議候處異議ナク御照会之通相承諾可致フニ決シ候間、左様御了知相成度、此如及回答候也

明治廿七年七月十二日
京都府紀伊郡

伏見酒造組合事務所
東京清酒問屋組合事務所御中

容器化装張ニ清酒ノ浸潤セシ痕跡アル趣ニ付キ、
特ニ御注意相成度候

明治四十二年八月十八日

伏見税務署長

税務官本郷光治

伏見酒造組合御中

082-178「天災損害予備金につき上方五郷否決のため取消の件」

番号:082-178

書名／誌名／表題:[天災損害予備金につき上方五郷否決のため取消の件]

発行者:東京清酒問屋組合事務所

宛先:木村栄次郎

作成日／発行日:[明治27年9月26日]

作成日／発行日:[1894.9.26]

形態・大きさ等:葉書

頁数／枚数:1枚

082-179「天災予備金につき上方灘五郷否決のため取消の件」

番号:082-179

書名／誌名／表題:[天災予備金につき上方灘五郷否決のため取消の件]

発行者:伏見酒造組合事務所

宛先:東京清酒問屋組合事務所

作成日／発行日:[明治27年9月26日]

作成日／発行日:[1894.9.26]

形態・大きさ等:葉書

頁数／枚数:1枚

簿冊 106「明治四十一年起 雑書綴」

番号:106-000

書名／誌名／表題:[明治四十一年起 雑書綴 伏見酒造組合]

106-079「伏第四四九一号(地震による清酒への影響に関し)」

番号:106-079

書名／誌名／表題:伏第四四九一号(地震による清酒への影響に関し)

発行者:伏見税務署長税務官 本郷光治

宛先:伏見酒造組合

作成日／発行日:明治42年8月18日

作成日／発行日:1909.8.18

頁数／枚数:1枚

【翻刻】

今回地震ノ為メ清酒貯蔵容器密閉ノ個所(コモ)并ニ安置サレアル桶台等ニ異状ヲ生シタルモノ可有之ト被認候ニ付キ、各製造場トモ此ノ際一層注意ヲ払ヒ、直々保全ニ努ムヘキ様恩注意相成度、為念此如申進候也

但、山本辰右衛門、仁科岩二郎方ニ於テハ、貯蔵